

繁殖農家のみなさまへのお願い

EUにおける規則の変更に伴い、
出生からと畜されるまでの間、『ホスホマイシン』という抗菌剤が投与された牛は、
EU向けに輸出ができなくなります。このため家畜市場や肥育農家から

①『ホスホマイシン』を使用していないことの確認

② 申告書(裏面)の提出

を求められる場合がありますので、ご協力をお願いいたします。



ホスホマイシン不使用申告の対応の流れ

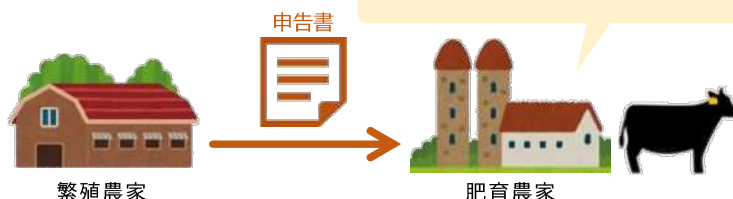
対応1 家畜市場 から求められるケース

家畜市場に子牛を出荷する際、
家畜市場からの求めがあった場合、
『ホスホマイシン』が使用された履
歴がないことを確認の上、申告書
(裏面)を提出。



対応2 肥育農家 から求められるケース

相対取引や家畜市場における牛の
販売後、肥育農家からの求めが
あった場合、『ホスホマイシン』が
使用された履歴がないことを確認
の上、申告書(裏面)を提出。



ホスホマイシンとは？

主に子牛の下痢症や肺炎の治療に用いられる抗菌剤であり、使用に当たっては獣医師の
処方箋又は指示が必要です。なお、本剤については代替薬が存在します。

①診療獣医師への使用履歴の確認、②自農場に保管している処方箋・指示書等の確認に
より、ホスホマイシンが使用されていないことを確認の上、申告書(裏面)の提出のご
協力をお願いします。

(問い合わせ先)

〇〇県〇〇課

TEL:〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

農林水産省畜産局食肉鶏卵課食肉鶏卵貿易班

TEL:03-6744-2130

酪農家のみなさまへのお願い

EUにおける規則の変更に伴い、
出生からと畜されるまでの間、『ホスホマイシン』という抗菌剤が投与された牛は、
EU向けに輸出ができなくなります。このため家畜市場や肥育農家から

①『ホスホマイシン』を使用していないことの確認

② 申告書(裏面)の提出

を求められる場合がありますので、ご協力をお願いいたします。



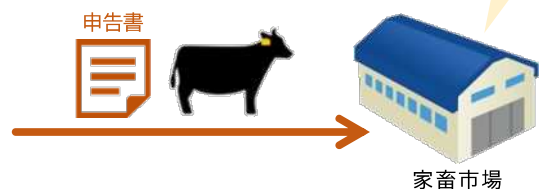
ホスホマイシン不使用申告の対応の流れ

対応1 家畜市場から求められるケース

家畜市場に子牛を出荷する際、
家畜市場からの求めがあった
場合、『ホスホマイシン』が使用
された履歴がないことを確認
の上、申告書(裏面)を提出。



酪農家



対応2 子牛出荷先農家(育成農家等)から求められるケース

相対取引や家畜市場における
牛の販売後、子牛出荷先農家
からの求めがあった場合、『ホ
スホマイシン』が使用された履
歴がないことを確認の上、申
告書(裏面)を提出。



酪農家



ホスホマイシンとは？

主に子牛の下痢症や肺炎の治療に用いられる抗菌剤であり、使用に当たっては獣医師の
処方箋又は指示が必要です。なお、本剤については代替薬が存在します。

①診療獣医師への使用履歴の確認、②自農場に保管している処方箋・指示書等の確認に
より、ホスホマイシンが使用されていないことを確認の上、申告書(裏面)の提出のご
協力をお願いします。

(問い合わせ先)

〇〇県〇〇課

TEL:〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

農林水産省畜産局食肉鶏卵課食肉鶏卵貿易班

TEL:03-6744-2130

(様式例)

氏名・名称：_____

住所：_____

電話番号：_____

ホスホマイシンの使用に係る申告書

下記に示す当農場が出荷した牛は、出生（転入している場合は転入日）から転出までの期間、ホスホマイシンを使用していないことを申告します。

記

1. 個体識別番号：

					—					—	
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	---	--

2. 生年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

3. 転入有無： _____ 無し _____ 有り （転入日： _____ 年 _____ 月 _____ 日）

※該当する方に○（転入「有り」の場合は転入日を記入）

4. 転出日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

以上